平成２１年（フ）第４７１号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第25地割25番地６
債務者　廣瀬　舞子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５００号
岩手県八幡平市松尾第19地割７番地４
債務者　古川　貴久
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５０５号
盛岡市城西町１番21号
債務者　佐藤　優樹
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５０７号
盛岡市前九年２丁目22番28号
債務者　佐々木孝光
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４２号
宮城県気仙沼市九条489番地23
債務者　長尾恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第６４号
山形県酒田市松原南11番地の１、前住所山形県酒田市新橋２丁目14番地の６
債務者　佐藤　真人
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第９０号
福島県いわき市好間町下好間字一町坪78番地の３
債務者　三浦　裕昭
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３０９号
静岡県熱海市下多賀1641番地の61
債務者　塚本　彰
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
静岡県沼津市大岡1972番地の１　自由ヶ丘団地Ｎ２－401
債務者　鈴木　惠子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８７号
名古屋市南区鶴田２丁目５番Ｅ１―403号
鶴田荘
債務者　指宿日登美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２００１号
愛知県海部郡美和町大字木田字木田東４番地13　Ｔ’ｓスクエアⅡ205号
債務者　蛯名　　晃
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５３８号
大阪市此花区西九条１丁目５番７号　中島文化５号
債務者　梶　　道子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８５４号
大阪市住之江区南港中３丁目８番22―506号
債務者　新子　光司
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２３６号
大阪市東成区深江北２丁目10番７号
債務者　髙橋　京子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４１７号
大阪市港区弁天５－３－16　エクシード弁天403、住民票上の住所岡山県倉敷市福田町浦田2168番地８
債務者　森定ちひろ
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４３５号
大阪府八尾市光南町２丁目２番36号　藤幸マンション201号
債務者　嶋津　好充
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５０３号
大阪府枚方市三栗１丁目１番24―404号
債務者　松尾　智和
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部